

第 5 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第44条第5項中「第2号から第8号までに掲げる基準」を「次に掲げる基準の全て」に改め、同項第1号中「耐火建築物をいう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「」をいう。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。